何がイイのか?

知多管内小中では初

教員

人の加重

な労働

実態が公的記録

つ

記録は3年間保存

「産業医による面接指導」の基準も



ません。こう 例外ではあり 知多管内でも

した事態を防

知教労ニュー

知多地方教職員労働組合(知教労)

〒475-0929 半田市仲田町1-18 Tel&Fax 0569-24-5216

HP:http://www.chikyoro.ikaduchi.com/e-mail:chikyoro@oboe.ocn.ne.jp

知多管内2校で…「労働時間の記録」始ま

文科省´06年4・3通知 3年越しで一部具体化 県教委「調査」前に導入

の検討がなされています。 にも阿久比町立阿久比中で実施方法 すでに実施しており、八幡中は5月か た。2校は常滑市立青海中、知多市立 2中学校で「労働時間の記録」の体制 が整備され運用されることになりまし 実施の運びとなっています。また他 幡中で、このうち青海中は4月から -成二一年度に入り、知多管内の

行われるようになった先進例です。 る「記録」の体制整備が知多管内でも て早い実施で、未だ十数校に留まってい 記録を取ると これらは県下でも扶桑町などに続い

どの精神疾患 っているのも、記録が無いからなので 利用実績はほとんどの市町でゼロとな 業医も選任されてはいるようですが、 では労安体制が形式上整備され、産 ったのか明らかになりません。各市 ない状況では、何時間の超過労働があ ます。現在のように労働時間の記録が 長時間労働をした者に対して産業医 による面接指導を行うように定めてい 労安法では、月八○時間を超える 全国的に教員の過労死、うつ病な 過労自殺など命に関 町 きるような工夫も始まりました。 れ

県教委の実態調査は近い 2校の教訓に学べ

~~ 支部だより ~~

私も管理職に抗議をしなくてはという気持ちに

「50代の先生がやる気になってもらわないと困る。」「放 課に職員室に戻ってくる先生はいるか。」など、監査の枠 を越えた発言に、わが小学校の50代の先生を中心に怒りは

った。抗議したのは当然であった。①教育内容にまで触 れるような発言が果たして、許されるか。②教育委員会も その場所に同席していながら、それを聞き抗議をしない。 (当然内容に触れている。) ③本校の管理職である校長、

監査委員会へのメール。知教労執行部との話し合いの

要求。回答。そして事態が進展した。最終的には、「…監

査委員も意識を新たにした。慣例化していた監査のやり方

もあらためて原則を確認した。また、教育委員会自体も適 正な範囲で監査を実施するよう監査委員に要請した。」な ど一応の成果はあった。今後とも定例監査には注目しなく

監査委員の発言問題と組合活動

で、「(労働時間の適切な把握・「記 れることになります。 かになれば校長・教頭の責任が問 際の調査により、 言(教職員課 」の状況を)調査する必要 県教委は、愛教労との交渉の 」として、二一年度早期の調査を 村主管)しました。 違法状態が明 校長は職とし

北から南から

教頭も当然抗議しなくてはいけない。

る。

録

います。これ 害が頻発して わる労働災

愛知

県や

ぐためにも、長時間労働の是正は急 務であり、「労働時間の適正な把握」 「労働時間の記録」は緊急の課題なの

記録の方法は

新たな機器の設置を待つより1日も 録することになっています。しかし、 現認もしくは②タイムカード、ICカ 準法によれば、本来①使用者による ら記録することによって①を認めさ 早く実をあげるためには、教員が自 せることが目下次善の策でしょう。 ードなど客観的記録により確認・記 県内の高校・養護学校などでも、 「記録」の方法については、 、労働基

用して自動計算式を入れたワークシ す。また各地で、表計算ソフトを利 ○年度から「記録」が始まっていま がチェックする方法で、、すでにH二 教員が記録した表を月ごとに管理職 トにより記録する方式が試作さ 比較的容易に自身の「記録」がで

との内容を確認しました。 合意。 が確認されました けて、適正な範囲の監査を行う」こと 協 委としての役割がある、 は、 また市教委は、初め監査委の職務に 議を行い、「知教労の申し入れを受 監査の範囲は無限定ではなく市教 4月9日、 市教委と監査委員が

て法を守る責務があり、違法状態を 良しとすることはできないはずです。

たな予算も不要な施策です。ぜひ各 の、自分の健康を守るためであり、 職場で校長と交渉し、 れたものです。ひと手間はかかるもの 勝ちとりましょう。 早期の実現を 新

ځ

11

え

教労組合員による交渉により実現さ 判断により行動しました。いずれも知 今回の2校の校長は、実に真つ当な 半田市監査委員による監査範囲逸脱の是正を求める要求

く、そうすべきではない、という立場で い、との見解を示しましたが、同時に 七日に半田市教委と折衝しました。 (教育内容に)無限定に入る意図は無 し、監査委員からは回答書が示さ 五日に半田監査委員事務局と、二 教労と合意。知教労の申し入れに 監査委は監査範囲は限定的ではな 「役割を十分認識」し今後に生かす 表題の問題について、知教労は三月

市教委が監査委に教育内容に関わる意見の目制を求める 半田市教委が監査委員と協議 しましたが、教育の独立を保つために ものを言う立場ではないとの見解を示

知教労の一組合員として「動かなくては」という強い気 持ちから、このような結果を引き出すことができた。今の 教育現場の息苦しい状況で、我々知教労の組合員は主張す べきことは主張し、教育環境の健全化を進めていかなくて

てはいけない。

ずめ倭寇のと違うか、 も、いつの間にか武器使用を衛隊が出て行くという。しかア海、紅海まで海賊退治に自 かも、 いた朝鮮は、足利将軍にその社会で習った。倭寇に手を焼 序が支配していると聞く。 フリカ各国は、相変わらず どうして外交努力をしない 役不足(言葉の遣い方がお て自衛 ないの。軍隊を持って、交戦 だ」憲法9条はあったんじゃ 容認する法案まで作って。 栄えたと▼日 内戦に明け暮れ、貧困と無秩 もある。ソマリアに限らず 盗人にも三分の理という言葉 金品を要求するのも。ただ、 ことだ。ましてや人質をとり は▼他人の物を盗むのは悪い ろうか、ソマリア はそんなに簡単ではないこと の?『平和』を維持すること しいけど)だが。その前に、 ないのか。その前に、どうし でもどこでも武器は使えるら の時点では、衆議院通過) S があ い▼あ 締りを依 国の資源収奪の舞台となり、 今回は「恒久法」い って、どうして矛盾 隊?海上保安庁じゃ のような感じなのだ、今回の海賊はさし れえ?日本には「ま 命 航海時代巨万の うなイメージ? ブカリビアンの を 頼し、勘合貿易が 積んだ船を襲う 本を遥かアラビ 知らず パイ 沖の海賊と ・レーツ 理 ちょっ 0 男た

 $\widehat{\Xi}$

L 0

昔、

先

0

~~~ がんばる県下各地の連帯 ~~~

三河教労の活動紹介

知教労ニュースでお伝えしてきた鳥居労災問題について報告しま す。

鳥居先生は、豊橋市の中学校の先生です。2002年9月に学校祭の体験講座指導中に脳内出血で倒れ、左上下肢麻痺で身体障害者1級、高次脳機能障害となりました。倒れる前の時間外勤務は、夏休み期間でさえ100時間を超え、直前1週間では42時間を超えていました。

しかし、県審査会は「公務災害」を認めませんでした。その根拠 は、

- ①通常の勤務と比較して特別なトラブルはなかったから特に 過重な業務に従事したものとは言えない。
- ②本人に「もやもや病」という疾患があった。

というものでした。そして、2006年には分限免職という結論が 出されました。

納得のいかない鳥居先生は、三河教労に相談し、労災認定を求め

る会が結成されました。県が公務災害を認めないので、2008 年 12 月からは裁判で争われています。三河教労では、すべての働く人たちの健康を守るためにも、鳥居先生の労働災害を認めさせていきたいと奮闘しています。



知ってるつもり・Q&A

知教労の特色ある活動の取り組みは?

- **Q** 教育委員会との話し合いや平和教育への取り組みは、知教労の 特色だと思うのですが、どのような活動をするのでしょうか。
- **A** 先月に引き続き、具体的な組合活動についての疑問に答えます。
 - ① 市町の校長会長、教育委員会、知多教育事務所との話し合い 各市町の組合員の代表や執行委員が参加します。勤務時間 や労働安全衛生など組合全体で取り組んでいる問題、各市町 の行事の見直し、各校の施設・設備の充実の要望など、要点 をきめて話し合いをもっています。

② 実践交流会

他の組合や大学などから講師をお招きして、夏休みに開いています。効果的な教科指導の事例、学校行事の紹介など、なるほどと感心させられる実践が報告されます。

③ 平和学習会

毎年6月に開催しています。「沖縄」「憲法9条」「平和教育」 などをテーマに、他の労働組合、平和団体などの協力も得て

開催しているので、教員以外の積極的な 参加もあります。

これらの会は各専門部が組合員の意見を 聞いて計画を立てます。いわゆる『動員』に よるものではなく、参加者がみんなで学び合 い、実践力を高めていきます。

次回は、ハイキングや歓送迎会などレク的な 活動についてお答えしますね。



こんな素晴らしい判決が出た! 勇気をもらった自衛隊イラク派兵違憲判決学習会 第2回

まず、前回の復習としてこの裁判の原告(住民)側の訴えをまとめてみましょう。訴えの主旨は、

- ・戦地であるイラクに武装した自衛隊を派兵することは、憲法第9条に違反する。
- ・「戦争や武力行使をしない日本に生きる権利」(平和的生存権)を侵害されている。
- ・自衛隊のイラク派遣が憲法違反であることの確認を求める。
- ・平和的生存権を侵害された慰謝料、一人1万円を国に要求する。

ということです。いわゆる民事訴訟で国からの慰謝料を求めるという形で 訴えを起こしました。これに対して2006年4月16日に名古屋地方裁判所 が下した判決は、原告(住民)の訴えは却下、慰謝料の請求は棄却するとい う住民側の全面敗訴でした。

もちろん、住民側は控訴し、高等裁判所に舞台をかえて争うことになりました。控訴審では、2年間で7回に渡る口頭弁論を経て2008年4月24日の判決日を迎えました。この日、名古屋高等裁判所民事第3部では、青山邦夫氏を長とする3名の裁判官が次のような主旨の判決を下しました。

- ①イラクは戦闘地域であり、現在の戦闘状況は国際的な紛争である。自衛 隊はその地で武装した多国籍軍の兵員を輸送している。
- ②したがって自衛隊がイラクで行っている活動は、戦争と武力の行使を放

棄した憲法9条に違反した活動を含んでいる。

③控訴人(住民)らに、損害賠償請求において認められるほどの被侵害利益が生じているとはいえないので、損害賠償請求は認められない。

このように、これまで、司法では、いわばタブーとされてきた自衛隊と憲法の関係に踏み込んだ判断がなされました。そして、イラクで行われている行為は戦争であるから、自衛隊がそこで行ってい



る活動は憲法違反であると、分かりやすく述べた判決です。

しかも、判決文の中では、「戦争や武力の行使など、憲法9条に違反する 国の行為によって戦争への加担・協力を強制されるような場合は、裁判所 に救済を求めることができる。」と国民の平和的生存権を積極的に認めてい ます。これが、地方裁判所ではなく、高等裁判所で出されたという点でも画 期的なできごとです。

それでは、裁判官は、なぜ損害賠償については住民の訴えを認めなかったのでしょうか。これについては、裁判のその後の経過と共に次回に続けることにします。